

神戸市立工業高等専門学校運営改善会議規則

2023年4月1日

規則第120号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校運営改善会議（以下「改善会議」という）の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 改善会議は、校長、教務主事（教育）、教務主事（研究）、教務主事（計画調整）、学生主事及び事務室長をもって構成する。

2 議長は、校長とし、副議長は、教務主事（計画調整）とする。

3 議長に事故があるときは、副議長がこれを代理し、議長が欠けたときは、副議長がこれを代行する。

(任務)

第3条 改善会議の任務は、次のとおりとする。

(1) 神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）の理念、基本方針及び目的の設定に関すること。

(2) 自己評価委員会又は校務運営会議で指摘された事項の改善に関すること。

(3) 本校の長期的な組織及び運営に関する事項に関すること。

(4) 教員の教育及び研究に関する事項の改善指導に関すること。

(5) 教職員の業務の改善指導に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、本校の運営の改善に関すること。

(会議の開催)

第4条 改善会議は、議長が招集する。

(他の委員会等との関係)

第5条 他の委員会等に関係ある事項については、当該他の委員会等の構成員の出席を求めることができるほか、当該他の委員会等に処理を要請することができる。

(事務処理)

第6条 改善会議に係る事務は、事務室総務課が行う。

(改廃)

第7条 この規則の改廃については、改善会議で協議する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。